

基本施策 8 自己指導能力を育む児童・生徒指導の充実

■ 施策の方向

自己指導能力とは、自己受容と自己理解を基盤に、目標達成に向けて、自発的・自律的に自らの行動を決断し、実行する力のことです。

また、児童・生徒指導は、一人一人の児童生徒の個性の伸長を図りながら、同時に社会的な資質や能力・態度を育成し、さらに将来において社会的に自己実現できるような資質・態度を形成していくための指導・援助であり、個々の児童生徒の自己指導能力の育成を目指すものです。

児童生徒が、将来の自己実現（社会的自立）に向けて、自ら課題を発見し、その解決のための自己及び周囲にとって適切な行動を自ら考え、適切な自己選択と自己決定を行いながら、様々な人々と協働し、責任をもって行動できる力を身に付けることができるよう、児童生徒の自己指導能力を育む児童・生徒指導の充実を図っていきます。

■ 主な取組

(1) 学業指導（※1）の充実

- 各学校において、「学びに向かう集団づくり」と「子どもが意欲的に取り組む授業づくり」の相互作用により、児童生徒の将来の自己実現に向けた社会性及び確かな学力の育成が図られるよう、学校支援の充実に努めます。
- 一人一人の児童生徒理解に基づき、一人一人がもつ個性（よさや違い）を集団の中で生かし合い、伸ばし合うことを通じて、集団を育成し発展させることにより、児童生徒の社会性を育むことができるよう、教職員の指導力向上を図ります。
- 一人一人の児童生徒にとって「わかる授業」の確立を目指した日々の授業改善や児童生徒一人一人が学習活動に自主的かつ意欲的に取り組むための指導・援助を通じて、確かな学力を身に付けることができるよう教職員の指導力向上を図ります。



学業指導のイメージ図（「学業指導の充実に向けて」より）

「学びに向かう集団（学級）づくり」と「子どもが意欲的に取り組む授業づくり」が、相互に関連を図りながら将来の自己実現を目指していくことを表しています。



学業指導の充実に向けて

(2) 教育相談・支援体制の充実

- 教育相談を通じて、児童生徒が自己理解を深め、課題に気付き、改善に向けて取り組もうとするなど、児童生徒の内面の変容を図るため、児童生徒が相談しやすい体制づくりを推進します。
- 様々な不安や悩みを抱えた児童生徒に対して、多角的な視点に立った児童生徒理解に基づく支援を実施するため、教育相談に関する教職員対象の研修会を実施します。
- 心理に関する専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー（※2）の積極的な活用を通じて、教育相談・支援体制の充実を図ります。
- 社会福祉等の専門的な知識・技術を有するスクールソーシャルワーカー（※3）の積極的な活用を通じて、児童生徒及び家庭への福祉的支援、児童生徒の健全育成に向けた対応の充実を図ります。

(3) 児童・生徒指導上の諸課題への対応

- 児童生徒の問題行動等への適切な対応に向け、外部専門家の活用等を通じて、校内体制を強化するなど、組織的な指導体制の構築を推進します。
- 「栃木県いじめ防止基本方針（※4）」に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進します。

■ 推進指標

推進指標	基準値（2019）	目標値（2025）
「あなたの学級では、学校生活をよりよくするために学級会で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていると思いますか」の質問に対して、「当てはまる」と回答した児童生徒の割合〔全国学力・学習状況調査（文部科学省）〕	小6：36.0% 中3：35.3%	増加を目指す

- （※1） **学業指導** それぞれの学級を「学びに向かう集団」に高めながら、児童生徒一人一人が自らの力で様々な不適應を解消し社会性を身に付けたり、意欲的に学習に取り組んで学力を向上させたりして自己実現（社会的自立）を図っていくための指導・援助のこと。
- （※2） **スクールカウンセラー** 児童生徒の臨床心理について専門的な知識及び経験を有し、不登校や問題行動等に関して、児童生徒の悩みや不安に対する相談や教員及び保護者に対して助言・援助等を行うことで学校の教育相談体制を支援する専門家。
- （※3） **スクールソーシャルワーカー** 社会福祉等の専門的な知識・技術を活用し、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門家。
- （※4） **栃木県いじめ防止基本方針** いじめ防止対策推進法第12条に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめの問題への対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するために定めた本県における基本的な方針（平成26(2014)年制定 平成29(2017)年改定）。

基本施策 9 社会に参画する力を育む教育の充実

■ 施策の方向

公職選挙法の選挙権年齢が18歳以上に定められ、高等学校に在籍する生徒を含む18、19歳の若者が国や政治の重要な判断に加わることになりました。さらに、民法が改正され、令和4（2022）年度からは成年年齢が18歳以上に引き下げられます。

また、2015年の国連総会はSDGs（持続可能な開発目標）（※1）を採択し、2030年までの達成を目指しています。なお、SDGsの達成には、これまで推進してきたESD（持続可能な開発のための教育）（※2）が、重要な役割を担うと考えられています。

これらのことを踏まえ、社会を形成する一員として必要な判断力や実践力等を育み、よりよい世界の構築に向けて、主体的に社会に参画する力の育成を目指します。

■ 主な取組

(1) 社会の形成者としての資質・能力を育む教育の充実

- 全ての人々にとって公正な社会を目指して、法や政治・選挙への関心を高め、労働条件や働き方の改善、税の公平性及び社会保障の持続可能性など、公共的な事柄に関わる課題の解決に向けて主体的に探究する教育活動を推進します。
- 自立した消費生活を営むとともに、人や社会・環境に配慮した消費（※3）を行うことができるように、契約や金融などに関わる知識や実践力を育む消費者教育を充実します。
- 相互扶助の精神や自己有用感の醸成を図るとともに、社会福祉の充実や共生社会の実現に主体的に取り組もうとする意欲や態度を育むために、異世代交流やボランティア活動などの体験的な学習を推進します。
- 現実社会の課題に関わる学習の充実を図るために、副教材の活用や出前講座の実施など、専門家や関係機関と連携・協働した高校公民科「公共」（※4）の授業づくりを推進します。



とちぎ選挙高校生セミナーでのワークショップの様子

(2) 持続可能な社会の創り手を育む教育の推進

- 小・中・高等学校の発達の段階に応じて、これまでのESDの成果を生かし、環境や資源・エネルギー、開発や平和などに関する教科等横断的な学習を一層推進するとともに、SDGsに関わる様々な課題の解決に向けて、学際的かつ総合的に探究する学習活動を推進します。
- SDGsが掲げる地球規模の課題を児童生徒が自らの問題として捉え、身近なところから取り組む学習活動を推進することにより、課題の解決に向けた意識や主体的な態度を育みます。

- 学校と地域が共に取り組む「未来を創る高校生地域連携・協働推進事業」を通して、高校生が地域の課題解決のための活動を行うことにより、地域への愛情や誇りを育み、将来の地域の担い手を育成します。



1 貧困をなくそう	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	13 気候変動に具体的な対策を
2 飢餓をゼロに	8 働きがいも経済成長も	14 海の豊かさを守ろう
3 すべての人に健康と福祉を	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	15 陸の豊かさを守ろう
4 質の高い教育をみんなに	10 人や国の不平等をなくそう	16 平和と公正をすべての人に
5 ジェンダー平等を実現しよう	11 住み続けられるまちづくりを	17 パートナーシップで目標を達成しよう
6 安全な水とトイレを世界中に	12 つくる責任 つかう責任	

持続可能な開発目標（SDGs）

■ 推進指標

推進指標	基準値（2018）	目標値（2025）
様々な社会問題について、生徒が自分のこととして捉え、社会参画力を育むことを目標とする教育活動を計画・実施している高等学校の割合	39.6%	85.0%

※1）SDGs Sustainable Development Goals の略。通称「グローバル・ゴールズ」。2015年の国連サミットにおいて、全ての国連加盟国が合意した国際目標のこと。貧困や飢餓、気候変動や環境破壊など、地球規模の課題を解決するための17のゴール（目標）と、それを達成するための169のターゲット（具体的な数値や手段）から構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓い、2030年までの達成を目指す。

※2）ESD Education for Sustainable Development の略。UNESCO（国際連合教育科学文化機関）が、2005年から主導機関となって推進してきた「持続可能な社会づくりの担い手を育む教育」のこと。なお、ESDは、SDGsの目標4に盛り込まれるとともに、全ての目標と達成の鍵と言われ、特に重要視されている。

※3）人や社会・環境に配慮した消費 「エシカル消費（倫理的消費）」とも呼ばれる。日常の消費生活において、環境や労働に関わる人権問題、社会、地域等の持続可能性を配慮した消費行動を実践すること。

※4）高校公民科「公共」 学習指導要領の改訂により設置された新科目。令和4（2022）年度から実施される。なお、選挙権年齢が18歳以上であることを踏まえ、原則、入学から2か年のうちに全ての高校生が履修する。

基本施策 10 キャリア教育・職業教育の充実

■施策の方向

生産年齢人口の減少、情報化やグローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社会構造や雇用環境は大きく、また急速に変化しており、予測が困難な時代となっています。そのような中においては、児童生徒が学習を人生や社会と関連付けていくことが重要であることから、児童生徒の発達の段階に合わせた体験活動等を取り入れながら、キャリア教育の充実を図ります。

また、高等学校では一人一人の勤労観、職業観を確立させるため、地域や産業界等と連携したインターンシップ等の職業体験活動の機会の充実を推進し、特別支援学校では、児童生徒一人一人の生涯にわたる自立と社会参加を見据え、職業教育における個に応じた指導の充実と、きめ細かな就労支援の推進を図ります。

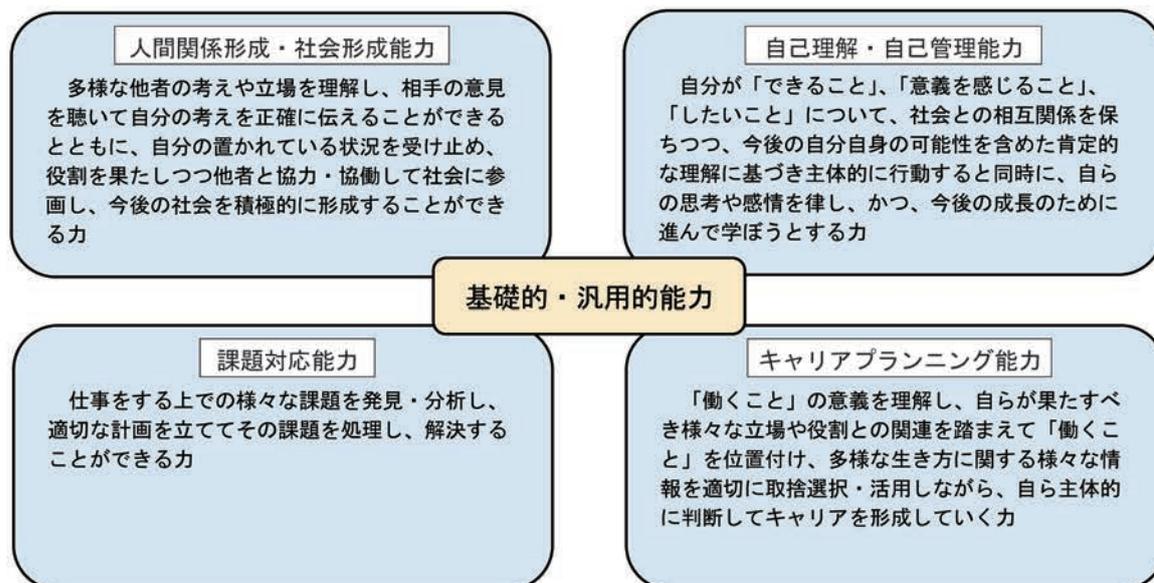
■主な取組

(1) キャリア教育の充実

- 小学校段階では、様々な教育活動の中で、身近な人や地域と関わる体験活動を行ったり、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通したりしながら、自己や他者への関心を高め、夢や目標を持てるようにします。
- 中学校段階では、現在及び将来の学習と自己実現のつながりを考えたり、学ぶことと働くことの意義を意識して学習の見通しを立てたり振り返ったりする機会を設けるとともに、生き方や進路について現実的に考えさせ、社会における自分の役割や責任について自覚できるようにします。
- 高等学校段階では、様々な役割や期待に応えながら円滑な人間関係を形成するとともに、自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けるようにします。また、とちぎの高校生「じぶん未来学」(※1)など、自らのライフプランや、親・家族・家庭等の意義や役割、家族・家庭における豊かな人間関係の在り方についての学習等を通して、仕事と生活が調和した豊かな人生を描けるようにします。
- 児童生徒が、それぞれの発達の段階における学びを自分自身で整理し、更に、小・中・高等学校の各段階を通じた学びのつながりを意識することができるよう、「キャリア・パスポート」(※2)の活用を促進します。
- 児童生徒が、それぞれの発達の段階における多様な学びの中において、具体的な目標を立て、それらの目標を「基礎的・汎用的能力」を構成する4つの能力に照らし合わせながら、一人一人の社会的・職業的自立に向けた資質・能力の育成を図ります。



『『キャリア・パスポート』の導入に向けて』
(栃木県教育委員会)



「高等学校キャリア教育の手引き」(2011 文部科学省) より

(2) 職業教育の充実

- 生徒一人一人の勤労観、職業観を育成するため、小学校段階での職場見学や中学校段階での職場体験活動等を踏まえて、高等学校段階では、地域や産業界、大学等の専門機関等と連携して就業体験活動の機会を設けることを推進します。
- 教員を企業や研究機関等へ派遣し、最先端の施設・設備に触れる機会を設けたり、職業教育に必要な知識や技術を習得させたりするなど、教員の資質及び指導力の向上を図ります。
- 特別支援学校では、社会的・職業的自立に向けて必要な力を着実に育成するため、個に応じた実践的な指導の一層の充実を図るとともに、福祉・労働等の関係機関と連携したきめ細かな就労支援を推進します。



高校生の就業体験活動

■ 推進指標

推進指標	基準値 (2019)	目標値 (2025)
生徒一人一人が主体的に学ぶ体験活動を取り入れたキャリア教育を推進している高等学校の割合	57.6%	100%

(※1) とちぎの高校生「じぶん未来学」 高校生が、親・家族・家庭等の意義や役割、地域の間人関係など地域社会について主体的に学ぶことにより、次世代を育成し、地域への愛着や定住意識の醸成を図るとともに、地域を支える気持ちを育むためのプログラムであり、平成28(2016)年度から全県立高校で実施している。

(※2) キャリア・パスポート 児童生徒が、小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動について、特別活動の学級活動及びホームルーム活動を中心として、各教科等と往還し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオ(学習や活動の内容を記録し、蓄積したもの。)